

令和8年8月28日現在

令和8年度指導監査における重大文書指導

指導監査対象名称	指導監査 種 類	指導監査 実 施 日	指導監査結果 (重大文書指導)	改善状況
社会福祉法人 北海道共同募金会	特別監査	令和8年6月19日 ～ 令和8年7月17日	多額の使途不明金が発生し、職員の着服による資金の法人外流出が強く疑われる事態となっている。 このような状況を招いた直接的な原因は、経理規程や事務決裁規程等の法人の規定に反し、長期間にわたり一人の職員に経理や会計事務を単独で担わせたこと、必要な決裁手続きが行われなかったこと、公印の管理が適正に行われていなかったことなど、法人の規則等を逸脱した不適切な取扱いが多数行われていたことにある。 加えて、本来法人の業務を執行する会長、法人の職員として法人の業務を分担執行する常務理事は、業務の実態把握、業務の質・履行の検証を行うべきである。さらには監事は理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる立場であり、長期間にわたりこれらの異常を把握できなかったことも重大な要因の一つである。法人内部の牽制・監督機能が全く働いておらず、法人全体としてガバナンス意識が著しく欠如し、理事、監事、理事会が機能不全に陥っていることは明らかである。 ついては、再発防止に向け、内部牽制が機能するよう業務分担や公印管理の方法を根本から見直すとともに、役員等による監督・監査機能を実質的に発揮させ、実効性のある内部統制を確立すること。また、適正な法人運営を確実に実践できる体制を早急に構築すること。	改善見込み